

## 令和4年第9回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月26日(月) 開会 午前9時15分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第3号 入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の一部を  
改正する要綱について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 英寿

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

なし

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第9回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、9番、加藤敏夫委員、10番、中島伸吉委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第1号の1番は宮岡康光推進委員が、当該議案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表示等は巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、宮岡康光推進委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(農地利用最適化推進委員 宮岡康光委員退席)

### ○議長

それでは、担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

### ○農業委員9番(加藤敏夫君)



したがって、これに入る道路というのはございません。堤防沿いに散歩道というか細い道があるだけで、この入り口というの、〇〇〇〇の〇〇〇用地が残してありまして、そこからこの申出のあった畑を通して工事ができるということで他の農地に対して何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番につきましては、〇〇の橋梁工事の施工に伴い、搬入路並びに資材置場を確保するための一時転用許可申請でございます。

都市計画法に関しましては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続いて、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認しましたところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外につきましては、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」、こちらに合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画につきましては、造成・整地費等の経費を〇〇〇〇により賄う計画となっております、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準につきましても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員11番（宮岡幸江君）

農業委員会としての質問には当たらないのかもしれないんですけども、ここに入るトラックというのは、どれくらいの大きさのトラックがあるんでしょうか。〇〇〇がすぐそばにありますし、そこら辺のことは何か問題というか、お話を聞いていますか。

○事務局

お答えさせていただきます。トラックにつきましては、ちょっと細かい内容聞いておりませんが、橋梁の補修工事ですので大きいダンプだとか重機とか入る形になっているかと思えます。

しかしながら、今回の計画の中の見積書の中に誘導員、警備員の方の設置等も記載ございます。〇〇〇がすぐ東側にございますが、子供の往来や、それ以外の工事車両の問題については警備員の配置などもございますので、支障ないものと考えております。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ちょっと、南側の畑への進入路っていうのは、今までと変わらないんですよ。確保されるんですよ。それだけ。

それと、あとはピンクで囲まれたところってのは何か囲いでもしてあるんですか。

ピンクというかオレンジ。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

〇〇が、これ鉄橋がまだ残っておりまして。高くなっているんですよ。ただ、そこを削って下まで、川までは4メートルか6メートルぐらい段差があるんですけど。この方へ、なんかこう、平らにして入るといふ。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

スロープってやつね。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

はい。南側の農地についての進入路としては、東側に多分あるんだと思うんですけど。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

南の方も何か建物の上の方が空いてるようなところ、通路みたいなんですけど。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

ただ、こっちの方までよく見てなかったんですけど、ただ堤防沿いの、何て言うのかな、東側から新しい鉄橋くぐったところから入るというような形で。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

今までも使われてなくて、もう宮岡さんのところを横断して使ってるってことはないと思うんで、そこまで影響ないといえばそれで、構わないんですけど。

○事務局

補足させていただきます。

今回の工事につきましてはオレンジ色で塗ってある、加藤委員さんからお話ございました〇〇〇〇の用地と、こちらの方の、今回、〇〇さんの農地、あと田嶋委員さんのお話があった農地については高低差がございまして、〇〇〇〇さんの敷地の方が少し高くなって、その一段低いところに今回の〇〇〇〇さんの農地、あと今おっしゃった農地がございまして。

往来につきましては、河川のですね。際のところが通路状態になっておりますので、そこから往来しておりますので、今回の工事で特に農地への出入りで支障はないかと思えます。

○議長

他にございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

ここで、宮岡康光推進委員の退席を解除いたします。

（農地利用最適化推進委員 宮岡康光委員復席）

○議長

続いて、議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、

当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを、読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第2号の1番について説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

相続人、〇〇〇〇。2筆。1，409平方メートル。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、平成9月11月22日。

この件につきまして、17日に宮岡推進委員とこの〇〇さんの家に行って、いろいろ話を伺ってきました。場所は、〇〇の〇〇〇〇をずっと〇〇の方に行って、〇〇〇〇〇〇に突き当たる100メートルぐらい手前の右側でございまして、畑も屋敷続きの畑となっておりまして、サトイモや家庭菜園用の野菜が栽培されておりまして、大変、畑の方もきれいに管理されております。したがって、問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。

ただいまの加藤委員の説明のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、2番を議題といたします。

担当8番、法務委員、説明をお願いします。

○農業委員8番（法務 励君）

8番、法務です。議案第2号の2番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

2番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、7筆。合計面積、6,675平方メートル。

9月22日に、野村推進委員と別々に現地確認とご本人から話を伺ってきました。〇〇〇〇の農地については太間推進委員に、〇〇〇の農地については中村義男推進委員に現地確認をお願いし、電話にて内容確認を行いました。

農地については、一部お茶が作付けされているところ以外は普通畑として利用されており適正に管理されておりました。

農機具は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しておりますが、その他、管理に必要な農機具はそろっており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法務委員の報告があったとおりです。問題ないかと思われませんが、ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

〇〇〇〇の同じ農地につきましては、ただいまご報告がありましたように、何ら問題な

いと思われまますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。

22日に現地確認を行いまして、きれいに耕作されている現場を確認いたしました。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第3号 入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

事務局に説明を願います。

○事務局

初めに、議案を読み上げます。

議案第3号 入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱について。

別紙1のとおり。

それでは、説明させていただきます。入間市では、来年度、令和5年度から、市民の主体的なまちづくり活動及び学習活動を支援するとともに、市民相互の交流や連携の促進を図り、地域の活性化と市民福祉の増進に寄与するために、9地区に1施設ずつ、支所、公民館、自治振興支援、防災拠点、福祉総合相談支援窓口、地域包括支援センターといった6つの機能を備えた地域の拠点施設として「地区センター」を設置いたします。これに伴

いまして支所及び公民館という名称の施設はなくなります。

本日お配りいたしました「入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱」、こちらの資料をご覧ください。今回の改正につきましては、下、3条ですね。第3条第1項第2号で規定している推進委員の募集の際の市内農業関係者等への周知方法の一つとして、「各支所及び農業委員会事務局の窓口での掲示」、こちらの各支所の部分を各地域センターに変更するもので、この要綱につきましては、農業委員会で告示をしている例規でございますので、今回、議案として諮らせていただきました。

なお、本要綱改正に係る市役所、庁内の例規審査等の手続きは済んでおりますので、今後のスケジュールといたしましては、本日議案のとおりご決定いただいた際には、入間市地区センター条例の告示に合わせまして今月末に告示を行い、令和5年4月1日の施行を予定しております。

概要説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については7件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前9時42分